

公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要になる場合があります!!

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。(平成23年改正)

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

↳ 例えば、給与の収入金額が85万円以下の場合が当てはまります。

【85万円(収入金額) - 65万円(給与所得控除) = 20万円(給与所得金額)】

詳しい計算方法などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

ご注意ください!

所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

確定申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方は、以下のフローチャートにより所得税の確定申告の要否を確認してください。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下である

いいえ

はい

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下である

いいえ

はい

源泉徴収税額や予定納税額がある

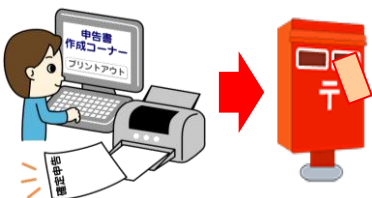
いいえ

はい

税務署への
確定申告が
必要です。

申告書等は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

(www.nta.go.jp)



税務署への確定
申告は不要です。

ただし…

1 株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書などは提出することができます。

2 住民税の申告が必要になる場合があります（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。）。
詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

確定申告が不要になる場合があります。

ただし、所得税の還付を受けられる方は、**確定申告書の提出が必要**です。

詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。